

大飯原発 4 号の再稼働反対

大飯原発 3 号、高浜原発 3・4 号の運転停止を求める質問・要望書

滋賀県知事 三日月 大造 様

2018 年 4 月 12 日 避難計画を案ずる関西連絡会

日頃から滋賀県民の安全と、琵琶湖の保全を通じて関西一円の住民の安全を守るためにご尽力いただきありがとうございます。3 月 14 日の大飯原発 3 号の原子炉起動にあたっては、再稼働に反対する知事のコメントを出していただき、ありがとうございました。

福島原発事故から 8 年目に入りましたが、原発の汚染水問題はいまだ解決せず、廃炉の具体化も困難を極めています。被害者の責任については、裁判所の判決で国や東電の責任が認められていますが、国や東電は責任を認めないままです。

大飯原発再稼働については、下記に述べますように、火山灰層厚の過小評価の問題が新たに浮上していますが、関西電力や国は、これらとは無関係に再稼働に突き進んでいます。

他方で、東海第二原発の安全協定では、初めて U P Z 圏内自治体の同意権が認められるなど、新しい状況も生まれています。

これらを踏まえて、以下の要望と質問に教えてください。

要 望 事 項

1. 原子力規制委員会は 3 月 28 日の定例会合で、国の審査で合格となった大飯・高浜原発の火山灰の層厚評価（10cm）は過小であることを認めました。両原発は、許可の基準を満たしていないため、まず原発の運転を停止するよう国と関電に求めてください。
大飯原発 4 号の再稼働準備を中止し、稼働中の大飯原発 3 号、高浜原発 3・4 号を直ちに停止するよう求めてください。
2. 放射能放出・被ばく過小評価の「安全宣伝」を撤回するよう関電に求めてください。
住民説明会を再度開き、住民に直接謝罪し、ホームページからも削除するよう関電に求めてください。

【質問事項】

1. 大飯・高浜原発の火山灰の層厚評価について

大飯・高浜原発の火山灰評価について、規制庁は昨年、鳥取県大山の噴火履歴に関する調査・評価を専門家に委託しました。委託を受けた山元孝広氏（産業技術総合研究所）は、関電の火山灰評価は過小だと厳しく批判し、大飯・高浜原発近郊（越畑）で、大山生竹火山灰（D N P）は約 30cm の層厚になると評価しています。[資料 1]

これを受けて規制庁は、論文の信ぴょう性を確認するため、関電に現地調査を指示しました。関電は、京都市右京区越畑（大山から約 190km）で、最大 26cm の火山灰露頭を確認しました。しかし、これは再堆積によるものと勝手に決めつけ、火山灰評価対象外としてしまいました。

3月28日の原子力規制委員会で、規制庁は関電の現地調査結果を検討した報告を出しました。規制庁は関電の上記評価を否定し、越畑DNPは最大26cmと認めました。[資料2]

当日の委員会議論で石渡委員（地震・火山担当）は、「これまでの審査（層厚10cm）が妥当かどうか判断する必要が出てくる」と述べました。今後、火山の噴出量シミュレーションを規制庁が実施し、関電や山元氏を含めて、公開の場で議論することになりました。

大飯・高浜原発は、火山灰層厚10cmで許可を受けているわけですから、許可は取り消しとなります。本来なら、原発の運転を止めて検討すべきです。しかし更田委員長は「急ぐものではない」として、原発の許可の取り消しや運転停止には言及していません。

また、関電と規制庁は、最も噴火が大きかった大山倉吉（DKP）については、「特異なもの。将来噴火の可能性はない」として評価さえ行っていません。山元氏の論文では、DKPを評価から外していることを厳しく批判しています。

[資料1]：市民側の資料

[資料2：別紙 規制庁3月28日報告（最初の3頁）]

「関西電力による大山火山の火山灰分布に関する調査結果について」

<http://www.nsr.go.jp/data/000225055.pdf>

(1) 関電が実施した火山灰調査結果について、関電から報告はありましたか。

(2) 規制委員会・規制庁は関電の見解を否定し、自らが合格とした火山灰層厚10cmが過小だと事実上認めました。このことについて、規制庁等から報告はありましたか。

(3) 上記の事実を踏まえれば、大飯4号の再稼働は中止すべきではないですか。

(4) 同様に、稼働中の大飯3号、高浜3・4号は運転を止めるべきではないですか。

(5) 大山倉吉火山灰（DKP）についても、評価するよう求めるべきではないですか。

2. 関電のあまりに過小な放射能放出量・被ばく予測の「安全神話」について

これまでも問題にしていますように、関電は住民説明会やホームページで、放射能放出を過小に評価し（セシウム137で、大飯原発では5.2テラBq、福島原発事故での放出量の3,000分の1程度）、5km圏外の空間線量率は0.03 μ Sv/h以下で、「一時移転は不要と考えられます」等と宣伝しています。

九州電力も昨年2月頃、「玄海事故時の放射能放出量が福島の2,000分の1で4.5テラベクレル」とする“安全神話”パンフレットを原発周辺住民ら1万500戸（玄海町・唐津市7500戸と3県の全区長3000人）に配布していました。[資料3：別紙 九電のパンフ]

（参考 右URLからも九電パンフダウンロード可） <https://saga-genkai.jimdo.com/2018/03/14/a/>

九電も関電も、格納容器は壊れない、電源車やポンプ車は地震の影響を受けることなく短時間で起動できる等の甘い想定によるものです。

しかし2月11日の玄海原発30km圏内11自治体首長らとの意見交換会の場で、市民の意見を汲んだUPZ圏内首長から、九電の宣伝に対し批判が出ました。出席していた原子

力規制委員会の更田委員長は、九電の宣伝を「安全神話だ」と指摘し（下記の引用参照）、佐賀県知事も「安全神話につながるような考え方はあってはならない」と県議会で答弁しました。その後、九電はパンフレットの利用を撤回し、ホームページからもこれを削除しました。

ところが関電は、いまだ上記「安全神話」をホームページに掲載し、さらに、福島原発事故後の周辺の「最大」値として、2011年4月末の91 μ Sv/hを使い事故を小さく見せかけようとするなど、極めて悪質です。

玄海原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換 2018年2月11日

原子力規制委員会 議事録 35頁より抜粋（下線は引用者）

<http://www.nsr.go.jp/data/000221527.pdf>

更田委員長 「・・・放出率が福島第一原子力発電所のときの、放出率ではありません、失礼しました、放出量が。放射性物質の放出量がセシウム換算ではありますけども、1,000分の1、それ以上、2,000分の1ということでしたけども、ここでとどまるというのもやはり安全神話であって、これは九州電力が備えた安全対策が不幸にして炉心が溶けるような事故に至っても、その緩和策が成功したときにこのくらいの値になるという数字ですので、私は、まずはこの数字を一つの指標にして防災対策を考えるのは、先ほど申し上げたように正しいと思っていますけれども、ただ、これ以上の規模の事故はありませんというのを申し上げるのは、これはゼロリスクと同じことであって、私たちが到底申し上げていいことではないと思っています。

(1) 前回1月16日の申入れでは、91 μ Sv/h問題について、「91 μ Sv/hは最大ではない。関電に説明を求める」と回答されました。その後、関電から説明などありましたか。

(2) 上記九電の例からも、関電に対して「安全神話」の宣伝を取り消し、ホームページから削除するよう求めるべきではないですか。

(3) 住民説明会を再度開き、住民に直接謝罪するよう関電に求めるべきではないですか。

3. 立地自治体並みの同意権を含む安全協定について

東海第二原発に関する安全協定は、これまでの立地自治体（東海村）に加え、UPZ圏5市（日立市・常陸太田市・那珂市・水戸市・ひたちなか市）にも再稼働の同意権を認める内容となりました。滋賀県はこれを「画期的協定」と歓迎され、「原発事故の被害に県境はなく、安全対策への関与で、立地自治体と差をつけるべきではない」と語っています。

[資料4：別紙 東京新聞 2018.3.30]

(1) 今回の東海第二原発の安全協定を受けて、滋賀県、高島市を含むUPZ自治体が同意権を得るために、具体的にどのような取り組みをされますか。

2018年4月12日 避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581

